

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 5 7 号	<p>〔三次市監査委員の選任の同意を求めることについて〕</p> <p>三次市監査委員竹原孝剛氏の任期が、令和 6 年 4 月 1 7 日をもって満了したことに伴い、新たに監査委員を選任することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 5 7 号	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 1 9 6 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とする。</p>